

(参考)

警告発生事例集

平成22年2月22日

第1段階で「警告」→「エラー」とするもののうち、件数が多く発生しているものについて、事業所における入力時の留意事項をまとめたので、件数の多い都道府県においては活用されたい。

PS29・・・開始時間と終了時間の関係が不正です

【対象サービス】

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援(通所)、障害児施設支援(通所)

(考えられる原因)

サービス提供実績記録票にサービス提供時間の開始時間もしくは終了時間の入力がない

例:簡易入力システム【居宅介護サービス提供実績記録票】入力画面

実績情報							合計						
No.	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格		内訳(適用単価別)				算定時間数計		
	1日(月)	回	身体		1・2級等		100%	90%	70%	重訪	時間	乗降	
サービス提供時間		提供時間数		派遣人数	前月からの継続サービス	居宅における身体介護							
開始時間	終了時間	分数	乗降			通院介護(身体介護を伴う)							
	10:00	11:30	90分		回	1人							
備考							家事援助						
							通院介護(身体介護を伴わない)						
							通院等乗降介助						

選択	No.	提供通番	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間		提供時間数		算定時間数		派遣人数	前月継続サービス	備考
								開始時間	終了時間	分数	乗降	時間	乗降			

入力漏れがないよう確認する

現状の国保連合会の点検においては「警告」としているが、平成22年7月点検時より、「エラー」とするため、市町村審査において実績記録票と請求明細書の不一致により、対象の請求明細書も「返戻」となり、事業所へ支払いされない可能性がある。

PA67・・・福祉専門職員配置等加算の算定要件を満たしていません

【対象サービス】

療養介護、生活介護、児童デイ、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助

PA68・・・特定事業所加算の算定要件を満たしていません

【対象サービス】

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、相談支援

(考えられる原因)

加算についての体制の届出書を都道府県に提出前に加算の請求をしている

対応策

加算についての体制の届出書(様式例については次ページの参考資料参照)が、都道府県に提出されているか確認し、提出されていない場合は、都道府県に提出する。

上記以外の加算についても、国保連合会の点検結果が「加算の算定要件を満たしていない」という場合には、都道府県に届出書が提出されていないことが考えられるため、上記と同様に確認をお願いします。

現状の国保連合会の点検においては「警告」としているが、平成22年7月点検時より、「エラー」とするため、請求明細書が「返戻」となり、事業所へ支払いされない。

(参考:平成21年3月13日付け事務連絡「平成21年4月からの新規加算の体制届出書について」の様式例より抜粋)

平成 年 月 日

特定事業所加算に係る届出書 (居宅介護事業所)

事業所名		異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了
届出項目	① 特定事業所加算(Ⅰ)	② 特定事業所加算(Ⅱ)	③ 特定事業所加算(Ⅲ)

[体制要件]

① 個別の居宅介護従業者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 有・無

② 居宅介護従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的に開催している。 有・無

③ サービス提供責任者と居宅介護従業者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 有・無

④ 居宅介護従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。 有・無

⑤ 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 有・無

⑥ 新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施している。 有・無

[人材要件]

① 居宅介護従業者に関する要件について
下表の(1)については必ず記載すること。(2)・(3)・(4)についてはいずれかを記載すること。

	常勤換算職員数	サービス提供時間	
(1) 居宅介護従業者の総数	人	時間	
(2) (1)のうち介護福祉士の総数	人	時間	→ (1)に占める(2)の割合が30%以上
(3) (1)のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数	人	時間	→ (1)に占める(3)の割合が60%以上
(4) 前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供の総時間数	時間	時間	→ (1)に占める(4)の割合が40%以上

② サービス提供責任者に関する要件について

すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である 有・無

月延べサービス提供時間	時間	居宅介護従業者の数	人

サービス提供責任者	職員数		常勤換算職員数
	常勤	非常勤	
	人	人	人

[重度障害者対応要件]

前年度又は前3月の期間における利用者(障害児を除く)の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が30%以上 有・無

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。
2 ここでいう常勤とは、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。
3 それぞれの要件について根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

平成 年 月 日

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

1 事業所・施設の名称			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	

4 社会福祉士等の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 生活支援員等の総数(常勤)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">→ ①に占める②の割合が25%以上</p>	① 生活支援員等の総数(常勤)	人	② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)	人	有・無
① 生活支援員等の総数(常勤)	人					
② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)	人					
5 常勤職員の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 生活支援員等の総数(常勤換算)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち常勤の者の数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">→ ①に占める②の割合が75%以上</p>	① 生活支援員等の総数(常勤換算)	人	② ①のうち常勤の者の数	人	有・無
① 生活支援員等の総数(常勤換算)	人					
② ①のうち常勤の者の数	人					
6 勤続年数の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 生活支援員等の総数(常勤)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② ①のうち勤続年数3年以上の者の数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">→ ①に占める②の割合が30%以上</p>	① 生活支援員等の総数(常勤)	人	② ①のうち勤続年数3年以上の者の数	人	有・無
① 生活支援員等の総数(常勤)	人					
② ①のうち勤続年数3年以上の者の数	人					

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。
2 ここでいう常勤とは、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。
3 ここでいう生活支援員等とは、
○療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練)にあっては、生活支援員
○児童デイサービス事業所にあっては、加算(Ⅰ)においては、指導員、加算(Ⅱ)においては、指導員又は保育士
○共同生活介護にあっては、世話人又は生活支援員
○自立訓練(生活訓練)にあっては、生活支援員又は地域移行支援員
○就労移行支援にあっては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
○就労継続支援A型・B型にあっては、職業指導員又は生活支援員
○共同生活援助にあっては、世話人のことをいう。
4 加算(Ⅰ)にあっては、「社会福祉士等の状況」、加算(Ⅱ)にあっては、「常勤職員の状況、勤続年数の状況」にそれぞれ対応しているため、「有・無」欄に算定できる場合は「有」に、算定できない場合は「無」に○を付してください。

PS63・・・施設外支援 当月が施設外支援 累計を超えています

【対象サービス】
就労移行支援、就労継続支援、

(考えられる原因)

サービス提供実績記録票の「施設外支援 当月」の値が「施設外支援 累計」の値を超えている。又は、当月の入力はあるが、累計に入力がない。

例:簡易入力システム【就労移行支援サービス提供実績記録票】入力画面

合 計				
サービス提供実績				
訪問支援特別加算		食事提供 加算	施設外支援	
提供回数	算定回数		当月	累計
1回	1回	7回	1日	13日/180日

当月分を含む、累計の
算定日数を入力する

注意

施設外支援は、原則年間180日を限度とされてるため、簡易入力システムにおいては、180日を超えて入力できない仕様となっているが、特例（障障発第0402001号 5施設外支援について（5））の場合は年間180日を超えて請求可能とされている。簡易入力システムでは、その場合、累計日数欄は空白とする対応であったが、平成22年5月請求時までには180日を超えて入力可能となるよう改修予定である。

現状の国保連合会の点検においては「警告」としているが、平成22年7月点検時より、「エラー」とするため、市町村審査において実績記録票と請求明細書の不一致により、対象の請求明細書も「返戻」となり、事業所へ支払いされない可能性がある。